

社会福祉法人 ロザリオ福祉会

役員等報酬規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人ロザリオ福祉会の役員及び評議員等の報酬について定めるものである。

(定義)

第 2 条 この規程でいう役員は、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬)

第 3 条 理事及び監事が理事会に出席したときは、交通費として5,000円を支払う。
2 評議員が評議員会に出席したときは、交通費として5,000円を支払う。

(適用除外)

第 4 条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用せず交通費実費精算とする。

(改正)

第 5 条 本規程を改正する必要がある場合には、評議員会の決議を経なければならない。

付 則

(実施期日)

この規程は、平成29年5月1日より適用する。

(旧規程の廃止)

平成21年4月1日より実施の役員の報酬等に関する規程は、これを廃止する。